

住宅省エネ等改修工事を補助します！

地域経済の活性化を図るため、町民の皆さんが町内の施工業者を利用して、省エネ等を目的に自宅の修繕・補修工事（住宅リフォーム）などを行う場合、予算の範囲においてその経費の一部を補助します。

※町内の施工業者とは、町内に本社がある法人（支社・営業所のみは不可）または町内に住所がある個人の施工業者です。

補助の対象となる工事

工事費が20万円以上（消費税含む）で、この補助金の交付決定通知を受けてから着手し、令和7年3月31日までに完了する次に掲げるもの。

- ① 窓の断熱改修工事
- ② 外壁・屋根・天井または床の断熱改修工事
- ③ 住宅設備（太陽熱利用システム・節水型トイレ・高断熱浴槽）の設置
- ④ バリアフリー改修（手すりの設置・段差解消・廊下幅等の拡張）
- ⑤ 屋根日射遮へい改修工事
- ⑥ LED照明設置工事
- ⑦ 省エネルギー設備（自然冷媒ヒートポンプ給湯機（エコキュート）、潜熱回収型ガス給湯機（エコジョーズ）、潜熱回収型石油給湯機（エコフィール）、ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機（ハイブリッド給湯機））
- ⑧ 創エネルギー設備（家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）、家庭用ガス発電給湯機（エコウィル））
- ⑨ 上記①から⑧までの工事と関連して施工される住宅改修工事

- ※ 工事の内容は、国が定める「平成27年度省エネ住宅ポイント」のエコリフォームの基準を準用します。
- ※ ③の太陽熱利用システムは液体集熱式のものであり、住宅用太陽光発電システムではありません。
- ※ ⑤の屋根日射遮へい改修工事は屋根に高反射塗料を塗布することで、遮熱効果を高めるものです。
- ※ ⑥のLED照明設置工事は電球等の消耗品の交換や、申請者自身が取り付ける場合は対象となりません。

補助の対象となる住宅

愛荘町内に存在する固定資産税家屋評価対象の住宅（併用住宅等は住居部分のみ）です。

※事務所や店舗、賃貸マンション・アパートなどは対象外

補助金額

対象工事費の20%（千円未満は切り捨て）で20万円を限度とします。

※予算の範囲内での補助金交付となるため、補助金が満額交付されない場合があります。

補助の対象となる方

次の要件を全て満たしている必要があります。

1. 町内に住民登録があり、申請者がその住宅を所有し自ら居住していること
2. 申請者および同一世帯の者が町税の滞納がないこと
3. 対象となる工事について、国、県または町の他の制度の補助を受けていないこと
（ただし、他の補助を受けている場合であっても対象外となる工事部分は補助の対象となります。）

なお、この事業の補助を受けられるのは、同一住宅および同一人につき1回限りです。対象住宅が共有名義等の場合であっても、複数人による申請はできません。

事前協議・交付申請手続

事前協議および交付申請を 令和6年5月13日（月） から 令和7年1月31日（金） までの期間に行ってください。
（受付時間：土日祝日を除く日の8：30から17：15まで、受付場所：愛荘町役場秦荘庁舎1階 商工観光課）

1. 事前協議には、工事内容を示す見積書・間取り図面・工事期間・工事概要が分かる書類・工事箇所の現況写真・設備のカタログ等をご持参ください。
2. 交付申請書類は、事前協議後、補助対象者と認められた方にお渡しします。

ご注意ください

- ・工事は、原則交付決定の通知を受けてから着手することになります。事前の相談なく交付決定前に着手されると補助が受けられません。決定までには1週間程度を要します。（即日の交付決定はできません。）
- ・着工前には必ず工事箇所の現況写真を詳細に撮影してください。現況写真を撮らずに工事を開始されると補助が受けられません。
- ・工事完了後、町担当者が必要に応じて完了確認を行います。
- ・申請の合計額が予算額に達した場合、交付申請期間の途中でであっても申請の受付を終了します。

◆問い合わせ・交付申請先◆

愛荘町役場秦荘庁舎 商工観光課
〒529-1234 愛荘町安孫子 825
TEL. 0749-37-8057（直通）
FAX. 0749-37-4444

